

文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱

令和 6年 3月 29日

改正 令和 7年 4月 1日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）がクリエイター・アーティスト（公演・展示等の実施や企画・制作・交渉に必要な者を含む。）の育成及びその活躍・発信の場でもある文化施設の高付加価値化、コンテンツ分野（第2条（3）に規定するコンテンツ分野をいう。）のクリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）のために行う活動に対する援助を適正に実施するため、文化芸術活動基盤強化基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

- (1) 音楽、伝統芸能等の舞台芸術分野及び特定の分野に該当しない領域を対象とした、クリエイター・アーティストの育成のために行う活動
- (2) 博物館、美術館、劇場・音楽堂等の文化施設の高付加価値化のために行う活動
- (3) マンガ、アニメ、ゲーム、音楽、舞台、映画等のコンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援及びコンテンツ創造・海外展開における実践的な社会人育成支援のために行う活動

2 助成の対象となる活動の実施期間、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書(様式第1号)及び別に定める消費税等仕入控除税額予算書を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲は別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第8条第1項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第8条第3項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第19条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第19条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第19条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第19条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取消された者	第19条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）により応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間

（助成対象活動の内定及び通知）

第5条 理事長は、第3条の規定による助成金交付要望書を受理したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定（以下「交付内定」という。）し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付内定に際して、必要な条件を附することができるものとする。

（交付要望の取下げ）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知

に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により要望を取り下げ場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。
- 3 前2項の規定による要望の取下げがあった場合は、既に行った当該要望に係る助成金の交付内定はなかったものとみなす。

（事情変更による助成金の交付内定の取消し等）

第7条 理事長は、第5条第1項の規定による助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合は助成金交付内定取消し通知書（様式第4号）、前項の規定による変更をした場合は助成金交付内定変更通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

（助成金の交付内定の取消し）

第8条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合
 - (2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
 - (3) 内定者が、他の活動について助成金、文化芸術振興費補助金による助成金（以下「補助金助成金」という。）又は芸術文化振興基金助成金（以下「基金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき
 - (4) 第9条第1項の規定による助成金交付申請書が期日までに提出されない場合
 - (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- 2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第5条第1項の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 3 前2項の規定による取消しをした場合には、前条第2項の規定を準用する。

（交付申請書の提出）

第9条 内定者は、第5条第1項の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれ

に条件を附した場合にはその条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第6号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

- 2 内定者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

- 第10条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第7号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の交付決定を行うに当たって、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金交付申請がなされたものについては、当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付決定に際して、必要な条件を附することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第8号）により申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により申請を取り下げ場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。
- 3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

（計画の変更の承認）

- 第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第9号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第10号）により、助成対象者に通知するものとする。

- 3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

(助成対象活動の中止又は廃止の承認)

第13条 助成対象者(助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。以下この条において同じ。)は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書(様式第11号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書(様式第12号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。

(助成対象活動実績報告書の提出)

第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき(助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。)は、助成対象活動実績報告書(様式第14号)を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、振興会の事業年度が終了したときに助成対象活動が未完了の場合は、振興会の事業年度終了に伴う助成対象活動実績報告書(様式第15号)を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する振興会の事業年度終了に伴う実績報告書には、翌事業年度に行う助成対象活動に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 助成対象者は、第1項に規定する助成対象活動実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第16条 理事長は、前条第1項の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定(第12条第3項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。)の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式第16号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正)

第17条 助成対象者は、前条において助成金の額が確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第24条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

(事情変更による助成金の交付決定の取消し等)

第18条 理事長は、第10条第1項の規定による助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき(助成対象者の責に帰すべき事情によるものを除く。)は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消しをした場合は助成金交付決定取消し通知書(様式第17号)、前項の規定による変更をした場合は助成金交付決定変更通知書(様式第18号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第19条 理事長は、助成対象活動の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合は、第10条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合

(2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合

(3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(4) 助成対象者が、第24条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(5) 助成対象者が、他の活動について助成金、補助金助成金又は基金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき

(6) 助成対象者が、第15条第1項に規定する助成対象活動実績報告書または同条第2項に規定する振興会の事業年度終了に伴う実績報告書を理事長が定める期日までに提出しなかった場合

(7) その他この要綱若しくはこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第10条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 3 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 前3項の規定による取消しをした場合には、前条第2項の規定を準用する。

(助成金の返還)

- 第20条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第11条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第21条 助成対象者は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成対象活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第19号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第22条 助成対象者は、第19条第1項第1号から第7号及び同条第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
- 2 第20条及び第21条第2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。
 - 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

- 第23条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成対象活動の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

第24条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成対象者が地方公共団体である場合)

第25条 助成対象者のうちの地方公共団体は、活動を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等で構成される団体であり、かつ代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに活動実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに助成対象活動の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき地方公共団体が給付金を交付するときは、当該給付金の交付の対象となる者に対し、本要綱第12条から第24条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6年 3月 29日から施行する。

附 則 (令和 7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。